

令和2年度第2回利根町総合教育会議 議事録

令和3年1月27日 午後3時28分開会

1. 出席者

【町長】	町長	佐々木喜章君
【教育委員会】	教育長	海老澤勤君
	委員	佐藤忠信君
	委員	石井豊君
	委員	長岡純子君
	委員	巻島久君

1. 欠席者

なし

1. 出席事務局職員

【町長部局】	総務課長	飯塚良一君
	企画課長	川上叔春君
	財政課長	大越達也君

【教育委員会】	学校教育課長	青木正道君
	生涯学習課長	久保田政美君
	指導室長	池田恭君
	指導室長補佐	清水敬子君
	指導室係長	関川雅美君
	学校教育課長補佐	宮本正裕君
	学校教育課長補佐	布袋哲朗君
	学校教育課主査	坂本美奈君

1. 協議事項

議題1 「利根町いじめ問題調査委員会 調査報告書」の提言に基づく今後の利根町いじめ再発防止策の協議について

議題2 利根町教育大綱（案）について

議題3 その他

午後3時28分開会

○学校教育課長（青木正道君） 皆様、改めまして、こんにちは。定刻より少々早いのですが、皆様がお集まりでございますので、ただいまより令和2年度第2回利根町総合教育会議を開催いたします。

初めに、佐々木町長より御挨拶をお願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 本日はお忙しいところ、第2回総合教育会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年12月の利根町議会定例会において、約11年間教育委員を務めていただきました武谷委員の後任に巻島久委員を任命する議案を提出し、全会一致で承認されました。御存じのとおり、巻島委員は、布川小学校校長で退職をされましたが、その間約37年にわたり教壇に立たれ、学校現場におきまして様々な経験をされてきております。

私は、「利根町を子ども教育の先進地に」という公約を掲げ、小学校の統合やギガスクール構想に伴うICT教育の推進などに取り組んできておりますが、今後の利根町の教育のため、ぜひお力添えをいただきたいことからお願いをしたところでございます。

さて、本日は、利根町いじめ問題調査委員会調査報告書の提言に基づく今後の利根町いじめ再発防止策の協議についてということで、教育委員会から開催の申し出がございました。平成24年に町内小学校で発生した「いじめ重大事態」について、平成30年8月に第1回調査委員会が開催され、2年以上にわたり調査が行われ、昨年11月23日に調査委員会から教育長へ最終報告書の提出があり、報告書の提言に基づく今後のいじめ再発防止策について協議ということでございます。

教育委員の皆さんの忌憚のない御意見を出していただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

○学校教育課長（青木正道君） ありがとうございます。

続きまして、海老澤教育長より、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（海老澤勤君） 時間をとっていただきましてありがとうございます。本日の議題として三つ上がっております。一つが、今、佐々木町長からもありましたように、「利根町いじめ問題調査委員会調査報告書の提言について」でございます。これは皆様も御承知でありますように、今から7年半前、本件生徒様が利根中学校在学時の不登校が、受けたいじめとどう関係したのか、また、当時の中学校、さらには町の教育委員会の対応が適切であったのかどうか、さらに、三つ目として、いじめによる重大事態が起らないよう再発防止策として、この3点を調査委員会に諮問した結果をまとめた調査報告でございます。

調査委員会がスタートしてから2年3か月、昨年11月に報告書がまとまりました。延べ74回にわたる調査委員会が開かれ、いじめ防止対策推進法の規定に沿って、今週の月曜日1月25日に、教育委員会より利根町佐々木町長にこの調査報告書を、さらに概要版と本件生徒様、さらには保護者様の所見を添えて報告提出したところでございます。今日の総合教育会議では、この第三者による調査委員会報告書を受け、教育委員会として再発防止策を提案させていただきたいと思っております。

二つに、利根町教育大綱案は、前回に示させていただきました。町にある利根町総合振興計画に沿って少子高齢化社会の今後を見据えた教育をどのように充実させていくかを計画したものでございます。新年度の令和3年度から令和6年度までの4年間を見据えた計画策定でございます。

三つに、少子高齢化の課題でもあります小学校統合についての進捗状況についても報告をさせていただきます。現在、小学校統合準備委員会を月1回のペースで開催しており、今晚も7時より第4回目を予定しております。町長の挨拶にもありましたが、皆様から忌憚のない御意見を頂戴して、より有意義ないじめ再発防止策あるいは教育大綱、また小学校統合になるようにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○学校教育課長（青木正道君） ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思いますが、議事進行につきましては、利根町総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定によりまして、佐々木町長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） それでは、皆様の御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） 早速、議題に入らせていただきます。

(1) 利根町いじめ問題調査委員会調査報告書の提言に基づく今後の利根町いじめ再発防止策の協議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○指導室長（池田 恭君） それでは、説明に入る前に、第2回利根町総合教育会議説明資料、利根町いじめ問題対策連絡協議会条例を差し替えさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。またもう1点、令和3年1月27日、利根町いじめ問題調査委員会報告の提言に基づく今後の利根町いじめ再発防止策の協議についてという資料の1番(1)①の重大事態などで改行をされておりました、失礼いたします。「重大事態発生」と続きますので、申し訳ありません。

それでは、説明をさせていただきます。

初めに、今、訂正をしました利根町いじめ問題調査委員会報告書の提言に基づく今後の利根町いじめ再発防止の協議についての資料を御覧いただければと思います。

利根町いじめ問題調査委員会より最終報告が、昨年11月23日に利根町教育委員会に提出されました。調査委員会に諮問した内容の一つに「再発防止に向けて」があります。最終報告書には、再発防止に向けた提言の記載がされております。

1枚目の資料は、再発防止に向けて提言をまとめたものになりますので、初めにその説明をさせていただきます。

まず、(1)教育委員会の対応です。一つ目として、常設委員会の設置が挙げられております。これは、重大事態発生の可能性がある場合に、すぐに対応できる調査委員会が必要であるとされております。

二つ目として、学校と利根町教育委員会との関係についてです。双方の十分な情報共有がいじめの早期解決につながると指摘されております。

三つ目として、教職員の研修についてです。法の解釈やいじめ防止に対する共通認識への研修の大切さが指摘されております。

四つ目として、アンケートの重要性についてです。集計結果をまとめるとともに、原本を児童生徒が在学中、保管しておく必要があるということが挙げられております。

続きまして、(2) 学校の対応についてです。

一つ目として、教員と生徒との関係についての提言です。いじめがあることを前提に児童生徒に向き合うこと、また、何かあれば、どんなことでも話してもらえる児童生徒と教職員の信頼関係を築くことの大切さが述べられております。

二つ目として、いじめの防止のための働きかけになります。児童生徒の心を育む体験的な活動の大切さや、いじめの予防事業の実施の必要性が述べられております。

(3) 関係機関と連携についてです。

児童相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用を適切に行っていく必要があると挙げられております。これらの提言に基づき、今後の利根町いじめの再発防止策について、この後、説明をさせていただきます。

資料は、2枚目になります。資料の2枚目のほうに、現在のものを充実させるものと新設ということで括弧書きにして分けて記載しております。特に新設する取り組みについては、別冊になりますが、利根町いじめ問題対策連絡協議会条例と、利根町いじめ防止基本方針の資料も併せて見ていただければと思っております。

それでは、教育委員会の対応についてです。

一つ目として、常設の調査委員会の設置に向けてです。

いじめ問題調査委員会を常設にするには、条例の改正が必要です。別冊の条例のほうを御覧ください。3ページになりますが、大きく改正するところとして、第12条3項の太字となっている条文です。委員は、諮問にかかる当該重大事態の調査審議が終了したときは解職されるものとするとなっております。この内容について、赤字での記載になりますが、任期についての改正をし、その他の条文についても改正を進めていきたいと考えております。これらはいじめ防止対策推進法第14条3項の教育委員会といじめ問題連絡協議会との連携のもと、地方いじめ防止基本方針に基づく、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要であるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとするというところから改正を進めていきたいと考えております。

また、もう一つの別冊の資料、「利根町いじめ防止基本方針」の5ページになります。第2章利根町の取組、「1 町及び教育委員会が実施する施策」にも常設の調査委員会の内容を追加したいと考えております。(2)に法第14条1項の記載がありますので、法第14条3項を追加していきたいと考えております。

最初の資料に戻りまして、教育委員会の対応の二つ目になります。学校と利根町教育委員会との関係についてです。

現在、生徒指導主事連絡協議会を毎月実施しておりますが、このほかに、別冊の「利根町いじめ防止

基本方針」6 ページ、第 2 章利根町の取組、(8) 学校に対する取組に追加し、生徒指導に特化した小中学校間の生徒指導訪問の実施や教育相談担当者連絡協議会の実施をしていきたいと考えております。

元の資料に戻ります。三つ目、職員の研修については、利根町いじめ防止基本方針 6 ページ、第 2 章利根町の取組、(8) 学校に対する取組に追加し、教職員の研修の充実を図るとともに、生徒指導先進校の視察等を行いたいと考えております。特に、児童生徒と教職員の信頼関係を深める教育相談の研修の充実を図っていきたいと考えております。

元の資料に戻りまして、四つ目として、アンケートの重要性についてです。アンケートの保存を名文化するため、利根町いじめ防止基本方針 8 ページ、第 3 章学校の取組、(2) 早期発見に追加したいと考えております。

続いて、学校の対応についてです。

現在までの取組を充実させていくとともに、特に教育相談に関する校内研修の充実を図っていくため、利根町いじめ防止基本方針 7 ページ、第 3 章学校の取組、(1) 未然防止の内容を改善していきたいと考えております。また、いじめ防止のための児童生徒への働きかけについては、いじめ撲滅強化月間や小中連携したオレンジサミット、これは仮称になりますが、「いじめ防止集会」の開催、外部専門家による授業等を積極的に実施するために、利根町いじめ基本方針、7 ページ、第 3 章学校の取組、2 (1) 未然防止に追加していきたいと考えております。

最後に、関係期間との連携についてですが、スクールソーシャルワーカーを活用したペアレントトレーニング講習会を全小中学校に拡充して実施していきたいと考えています。いじめ防止に向けた保護者への啓発に向け、こちらも利根町いじめ防止基本方針 10 ページ、第 3 章学校の取組、3 関係機関等との連携に追加していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○町長(佐々木喜章君) 説明が終わりました。何か御意見、質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○財政課長(大越達也君) 財政課の大越と申します。1 点確認したい事項があるのですが、報告書の中では、調査委員会を常設するという事になっているかと思うのですが、条例のほうを見ますと、設置、第 10 条のところで、重大事態が発生した場合の調査等を行うため教育委員会の附属機関として設置するという事になっているかと思うのですが、当初予算のほうに、年 2 回の開催ということで予算計上してあるのですが、これは案件がないときも会議を開くということでしょうか。

○町長(佐々木喜章君) 事務局、お願いします。

○指導室長補佐(清水敬子君) 重大事態の発生がなくても常設の調査委員会として前段の連絡協議会のほうと、今後、対応を強化していくところで、会議を年 2 回予定して開催するところで予算計上させていただいております。

○財政課長(大越達也君) どこかに入っていないのですか。

○指導室長補佐(清水敬子君) 条例の改正の中で、第 10 条の設置というところに、法第 14 条第 3 項

及び法第 28 条の規定によりと、ここも改正になってきますので、連絡協議会との連携を図るために、常設の調査委員会を教育委員会の附属の機関として設置する方向で条例改正を行います。今日は、参考資料でお配りしました 2 ページの一番下の赤字で書いてある法第 14 条第 3 項の規定が常設の調査委員会の設置のところになって出てくる部分です。もともとの防対法の 14 条の第 3 項の規定のところ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のため対策を実効的に行う必要があるときに教育委員会に附属の機関として必要な組織を置くことができるということが、調査委員会の常設の意味を出しているところになりますので、この部分を条例の改正を行って、常設の調査委員会を設置していく方向で考えております。

○財政課長（大越達也君） 赤字のところ以外の第 10 条も内容が変わる。

○指導室長補佐（清水敬子君） このほかにも改正していく部分が多々出てくるところがあるのですが、今日は、主なところとして、室長からこの部分を説明させていただきました。

○財政課長（大越達也君） 分かりました。

○町長（佐々木喜章君） そのほか、ないでしょうか。

○委員（佐藤忠信君） 今の第 10 条のところ、新たに法第 14 条が入ったということで、この防止という意味で常設ということになっていると思いますが、この条文と重大事項が発生した場合は調査を行うためというふうになっていますので、できれば第 11 条第 2 号にあるような「重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な」というような文言を入れたほうが分かりやすいのではないかなと思いました。

○指導室長補佐（清水敬子君） この後、条例改正につきましては、協議して改正させていただきたいと思えます。

○委員（佐藤忠信君） あともう 1 点ですが、条例の 4 ページ、第 19 条で「法第 30 条第 2 項の規定に基づき」とあるのですが、このいじめ防止基本方針の 13 ページを見ていただくと、いじめ問題検証委員会ということで、「法第 30 条 2 項及び第 31 条 2 項に基づき」となっているのですが、この第 31 条 2 項は、特に入らなくても大丈夫なのでしょうか。

○指導室長補佐（清水敬子君） 第 31 条に関しましては、私立学校の条文になっておりますので、ここには含まれなくても大丈夫です。

○町長（佐々木喜章君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、事務局から説明がありましたとおり、まず、いじめ問題調査委員会を常設の組織とした条例改正、また、いじめの再発防止策についての取り組みを利根町いじめ防止基本方針に追加する方法で進めてください。

○町長（佐々木喜章君） 続きまして、議題 2、利根町教育大綱案、こちらは継続審議の議題となります。事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、説明させていただきます。

資料が6枚ほど綴じてあります「利根町教育大綱案改訂版」というのを御覧いただきたいと思います。こちらは、昨年の12月21日の第1回利根町総合教育会議におきまして、利根町教育大綱案を提案させていただきました。教育委員の皆様から御意見を参考に修正させていただいておりますので、修正した箇所につきまして御説明を申し上げます。なお、修正させていただきました箇所につきましては、赤字となっております。

まず1枚おめくりください。初めにということで、今回は空欄でございましたが、こちらに町長の挨拶文を載せさせていただきました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症により、世界中が未曾有の災害に見舞われ、今なお、終息が見えない状況です。また、近年の人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展など、社会情勢は急速に変化し、家庭環境や教育環境も大きく変化しています。

こうした中、利根町では、子どもの教育環境に配慮した教育を実現するため、令和5年度の小学校統合を目指し、また、教育行政の見直しにも重点を置き、特色ある教育を推進するため、英語教育やICT教育の充実に向けた環境の整備に取り組んでおります。

子どもたちが将来、出身地を尋ねられたときに、誇りを持って「茨城県の利根町です」と胸を張って答えられるまちづくり、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進め、いつの日か、子どもたちが利根町に戻り、一緒にまちづくりに取り組むことを楽しみにしていますということで、町長の挨拶文、また写真のほうを載せさせていただきました。

ページを1枚おめくりください。ページ番号1ページでございます。上から1行目と10行目に、利根町を「本町」という呼び方に修正をさせていただきました。また、1行目の法律名でございますが、「地方」が抜けておりましたので追加をさせていただきました。

6ページをお開き願いたいと思います。こちらも佐藤委員より、SDGsの1から17までの目標の説明について御指摘がございましたので、6ページにロゴマークと解説を入れた表を載せさせていただきました。

続きまして、7ページです。グランドデザインでは「基本理念」となっておりましたが、「教育理念」の間違いですので、修正をさせていただいております。

修正箇所につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○町長（佐々木喜章君） ただいま修正箇所についての説明がありました。そのほか、意見、質問等がございましたらお願いいたします。

○委員（佐藤忠信君） やはりこのSDGsの目標のアイコンを入れるときに、外務省の出している詳細というのがあります。ここでは、例えば、目標用語が（教育）とか、このアイコンを一言でまとめている文書があります。それが入ると、一目で見たときに分かりやすいのではないかなと感じました。細かいことなのですが、これを一々読むよりは、教育とか、エネルギーとか、ジェンダーとか、見出しみたいのがあれば分かりやすいと感じました。

○学校教育課長（青木正道君） それは確認させていただいて、見やすいようにさせていただきます。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

○総務課長（飯塚良一君） 初めの、町長の挨拶というところになるのですが、最初の、「昨年はコロナウイルス中の終息が見えない状況です」って必要でしょうか。5か年の計画なので、これに対応するものって特に述べられていることもないので、削除するか、もしくは感染症対策に対応した授業の方法とかを逆に入れていくという言い方もあるのかなと思ったのですが、ただ、この文章だと、冒頭の部分、コロナの部分は必要ないのかなという感じがしました。

○教育長（海老澤勤君） 特にコロナ、感染症対策に対応する部分を載せておりませんので、今後4年間をこの大綱で動くということを考えたら、コロナの部分は削除する方向で良いのでは。どうでしょう課長。

○学校教育課長（青木正道君） 分かりました。上の1行目、2行目の「状況です」までを削らせていただきます。この前に違う文言を入れるかは、検討させていただきます。ありがとうございます。

○町長（佐々木喜章君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、ここの最初の部分を直すということで、ほかはこの内容で教育大綱を決定いたします。対象期間は令和3年4月から令和6年3月までですので、3月までの4年間とし、ホームページで報告してください。

○町長（佐々木喜章君） 続きまして、(3) その他、利根町立小学校統合関係進捗状況について、事務局より報告願います。

○学校教育課長（青木正道君） 昨年の12月23日に、第3回の小学校統合準備委員会を開催いたしまして、統合小学校名の新校名につきまして、公募の結果を報告させていただきました。資料の説明につきましては、宮本課長補佐より説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○学校教育課長補佐（宮本正裕君） 着座にて失礼いたします。

それでは、利根町立小学校統合関係、進捗状況等について御報告いたします。

前回、12月21日の第1回総合教育会議では、令和2年度12月中途までの小学校統合関係の進捗状況について御報告させていただきました。本日は、12月23日開催、第3回利根町立小学校統合準備委員会において、統合小学校の新校名案について委員会案を決定しましたので、お手元資料に沿って御報告します。

最初に、委員会案、決定までの経緯ですが、資料では1ページ、統合小学校の新校名の制定について。これまでの経緯、利根町立小学校統合準備委員会、令和2年10月、二重丸の二つ目です。前回会議で御報告したとおりとなりますが、10月30日開催、第1回統合準備委員会会議において、新校名案の決定方法について、委員会が委員で決定するのか、公募とするのか、その他で決定するのか協議を行い、公募により新校名候補を募集することと決定しました。

公募に関してですが、事務局で募集要項を作成し、公募期間につきましては、11月9日から12月8日まで1か月程度の公募を実施しました。周知方法は、町内回覧、町公式ホームページ、町情報メールでお知らせし、また、各小中学校に保護者宛て文書とともに児童生徒用の応募用紙をお渡しし、依頼し

ました。

応募方法は、役場庁舎行政棟1階のエレベーターホール前、利根町文化センター、保健福祉センター、図書館、生涯学習センターの町内出先機関に、応募用紙と応募箱を設置し、その場所でも応募できるよう整えました。そのほか、メール、郵送、ファクス、町公式ホームページのトップページ、スマートフォン等でも応募可能とし、各小中学校については、各学校で投票用紙を取りまとめていただきました。

11月25日開催、第2回準備委員会会議では、事務局から、公募の途中経過について報告をしました。次に、統合準備委員会での統合小学校の新校名案の決定についてです。

12月23日開催、第3回準備委員会会議において、各委員に事前に配付していた公募結果を報告後、その校名候補をもとに委員による投票を行った結果、漢字表記で「利根」、利根町立利根小学校と決定したものです。

公募結果につきましては、資料2ページ、参考資料1から4ページ、参考資料3となります。2ページの参考資料1公募結果につきましては、児童生徒と一般の方で分けてありますが、応募のあった校名を総数では228件、校名候補数は109件ございました。応募総数228件のうち82件は漢字の「利根」で、そのほかは大きく差が出ましたが、平仮名の「とね」が10、「布川」8、「さくら」5、「利根町」4、「とねりん」4、「わかくさ、太子堂、利根さくら」4位で、「もんぶ、もんふ、もふ」が3でした。

参考資料2及び参考資料3は、応募のあった全ての校名候補などを記載したものです。

漢字「利根」という主な理由につきましては、利根町の小学校ということや、町内唯一の小学校になるなどという理由でした。この資料では、応募理由も全てを記載してはいませんが、応募された多くの方、学校名の理由として書いていただきました思いや願いを見ますと、新しい小学校のために思い、また良い学校になってほしいという願いが強く感じられました。応募された方々には、教育長、課長を初め教育委員会職員一同大変感謝を申し上げるものであります。

以上が、委員会での新校名案決定までの経緯となります。

次に、委員会案が決定したことを踏まえ、今後の町内小学校統合と新しい小学校の名称の制定についてですが、資料では1ページ中段、今後の流れについて（予定）、青い見出しで、利根町総合教育会議、町長部局、利根町教育委員会、利根町議会と四つございます。

最初に、本日の令和2年度第2回総合教育会議において、統合準備委員会では、令和5年4月、統合小学校の新校名案決定までの経緯と漢字「利根」で利根町立利根小学校と決定したことを御報告させていただきましたので、今後の流れについて御説明させていただきます。

町立学校につきましては、町例規に、利根町立学校設置条例が定められておりますが、学校を統廃合する場合には条例改正などが必要となります。条例の制定、一部改正は、最終的に議会の議決、可決をもって制定、改正されるものです。

次に、町長部局とありますが、条例の制定、一部改正は、町長からの提案となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、利根町立学校設置条例の一部改正案について、教育委員会への意見聴取の申し出をします。関連事務の調整等につきましては担当のほうでさせていただきます。

次の利根町教育委員会ですが、ただいまの利根町立学校設置条例の一部改正案について、来月2月の教育委員会定例会議に上程し、教育委員の皆様にご審議いただき、審議結果について町長に回答し、次の利根町議会ですが、3月の令和3年第1回利根町議会定例会にその条例改正議案を提起するという流れになります。

新校名関係につきましては以上です。

最後に、教育長から冒頭ございましたが、第4回統合準備委員会ですが、本日午後7時から、ここ役場多目的ホールにおいて開催いたします。協議事項について、委員会会議では、報告事項2件、統合準備委員会を開催しましたということと、タイムスケジュール表についてですが、その報告事項のほか、特に委員会での協議事項はございませんので専門部会会議がメインとなります。総務部会は、校歌、校章の決定の方法と、もえぎ野台地区及び羽根野台地区におけるスクールバスルートについて、PTA部会がPTA会則について、学校運営部会は教育関係について、それぞれ議論、検討します。また、開催に当たりましては、感染対策に十分配慮し、開催いたします。

以上で、利根町立小学校統合関係進捗状況等についての報告を終わります。ありがとうございました。

○町長（佐々木喜章君） ただいま、事務局より、利根町立小学校統合の進捗状況について報告がありました。3月の議会定例会に学校設置条例の一部改正議案を上程できるよう進めていただきたいと思います。

また、本日も夜7時から小学校統合準備委員会が開催されるとのことですので、令和5年4月の統合に向け引き続き協議を進めていただきたいと思います。

以上で議題のほうは終了いたしました。せっかくの機会ですので、何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（佐々木喜章君） なければ第2回利根町総合教育会議を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時40分閉会